経済文教常任委員会記録

令和3年9月13日(月)於 防災会議室

開 会 午前10時00分 散 会 午前10時24分

〇出 席 委 員(6名)

〇出 席 理 事 者(2名)

教育部長鳴海 誠 教育総務課長 菅野 洋

〇出席事務局職員(2名)

次 長 補 佐 高 屋 憲 書 記 成 田 崇 伸

$-\triangleleft \triangleright -$

【午前10時00分 開会】

○委員長(今泉昌一委員) これより、経済文教常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。 本定例会において、経済文教常任委員会に付託されました案件は議案1件であります。

念のため質疑方法について申し上げます。議会運営申し合わせ事項により、質疑方法は一括 方式とし、質疑回数は3回までとなっておりますので御協力をお願いいたします。

議案第83号 弘前市奨学金貸与条例の一部を改正する条例案

〇委員長(今泉昌一委員) 議案第83号弘前市奨学金貸与条例の一部を改正する条例案を審査に 供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○教育部長(鳴海 誠) それでは、議案第83号弘前市奨学金貸与条例の一部を改正する条例案 について御説明いたします。

提案理由は、奨学金の額を変更し、及び返還の免除制度を拡充するなど、所要の改正をしようとするものであります。お手元には、新旧対照表のほか、参考資料として近年の応募者数と 採用状況を記載した資料を配付しておりますので御参照願います。

それでは、改正内容について、新旧対照表に沿って御説明をいたします。

まず、第3条を御覧願います。

第3条は、奨学金の額について規定しております。

今回は、大学、高等専門学校の専攻科、専修学校の専門課程または高等専門学校第4学年も

しくは第5学年に在学する者への貸与額を月額2万5000円から月額4万円に引き上げるため、 第3条第1項第2号の規定を改正いたします。

続いて、第10条を御覧願います。

第10条は、奨学金返還の方法等について規定しております。

第10条のうち、第1項の返還の期間に関する規定について、返還開始の時期を明確にするため、「卒業した月の翌月」を「卒業した月の翌月の初日」に改正いたします。

続いて、第14条を御覧願います。

第14条は、返還の免除について規定しております。

現行では、第1項において返還の免除を申請できる場合として、奨学生や奨学生であった者が死亡し、または心身障がいの状態となり、かつ連帯保証人が無資力であると認められる場合を規定しておりますが、第2項として、貸与総額のうち市奨学金の入学一時金に相当する額の返還を免除できる旨の規定を新たに加えるものであります。免除の要件につきましては、教育委員会規則で定めることといたします。

以上で説明を終わります。

- ○委員長(今泉昌一委員) 本案に対し、御質疑ございませんか。
- ○9番(千葉浩規委員) まず、今回この条例改定案が出された経緯について。

続いて、返還について入学一時金相当額の全部または一部を免除するということなのですけれども、その免除が入学一時金相当というふうになった理由について。

続きまして、全部または一部を免除の要件は規則で定めるというふうにしておりますが、その要件というのはどのようなものになるのか答弁をお願いしたいと思います。

続きまして、2万5000円から4万円にアップするということなのですが、この2万5000円から4万円に改める根拠について、また他の奨学金と対比した場合に、この4万円というのはどういう位置にあるのか答弁をお願いします。

○教育総務課長(菅野 洋) まず、条例改正の関係で出された経緯でございますが、近年、大学生や専門学生からの申請が減少傾向にありまして、配付資料にもありますけれども、令和元年度及び令和3年度の大学生等からの申請はゼロ件でありました。それで、大学生等の利用者の少なさというところから、議会とかでも制度が学生の実情とかみ合っていないのではないかと指摘を受けてきたほか、平成30年に、市内の学校を対象にアンケートを行いました。その調査の結果でも、専門学校や大学から貸与額の低さなどの改善要望を受けていました。あと、学校卒業後の返還の負担感とか不安感に関しては、近年、社会的にも取り上げられており、学生の不安を軽減し、学業に集中して取り組める環境づくりが求められているところであると。このような状況から、市の奨学金を学生に対する補助としてより効果的な制度とするため、貸与額の引上げ、そして返還免除制度の拡充を行おうとするものです。

なお、返還免除の要件として、市内への在住等を設けることを予定しており、本制度の導入 によって市への定住促進への効果も期待しております。

次に、免除額を入学一時金相当とする理由ですけれども、大学等の入学時には、入学金等により支出が多くなるというところから、平成30年度から入学一時金制度を実施したところ、この年度に利用した奨学生3名のうち2名は入学一時金を希望しております。そこで、今回は入学一時金相当額について、卒業後に一定の要件を満たせば返還が免除される可能性を持たせることによって、市民が大学等入学時に感じる経済面での不安感をより軽減し、大学等進学のさらなる後押しになると考え、免除を拡充するに当たり、入学一時金相当額としたものでありま

す。

それから、今回規則で定めようとする、全額または一部を免除の要件ですけれども、これは 実際に条例改正が議決されて、決まった後に規則で定めることになるので、今は案の段階では ありますけれども、まず免除の説明に当たって、申請方法について御説明したいと思います。

後ほど述べる返還免除の要件を満たした方が、規則に定める申請様式に市に関するレポートと就労を証明する書類を添えて提出してもらうことになります。

1回の申請により、入学一時金相当額の5分の1が返還免除されて、全額免除を受けるためには、返還期間が10年あるのですけれども、そのうち5回の申請が必要であります。5回申請すると満額免除ということになります。1回しか申請できなかったりすると一部免除という形になりますが、その要件としては4点ほどあります。

まず、1点目は、大学、高等専門学校の専攻科または専修学校の専門課程の学生・生徒で、入学時から、その方は入学時から。あとは高専、高等専門学校の生徒では、第4学年からその後、大学に入るような感じになるのですけれども、第4学年から奨学金の貸与を受け、その学校を卒業したことと。2点目としては、申請前の1年間に、市に居住し生計を営んでいたこと、または市内の事業所に通勤していたこと――弘前市の近郊に住んで市のほうに通勤したこと、または市内に本社を有する企業等に就労していたこと――本社があってちょっと八戸にいたとか、そういうのも対象にしますというところです。このいずれかに該当することです。3点目としては、返還の免除を決定する時点において、市奨学金の返還に滞納がないこと。それから4点目としては、官公庁とか学校教育法に定める諸学校の正職員ではないこと、公務員とか教職員は比較的収入が安定していますので、ちょっと免除要件からは除くというところであります。

あと、2万5000円から4万円にする根拠のところですけれども、現在の国立大学の授業料標準額は年額53万5800円で、月額にすると4万4650円ほどになります。今回の改正では、年間の貸与額をこの授業料標準額に近づけつつ、かつ卒業後の返還が奨学生にとって過度な負担とならないように、県内で2番目に貸与額が多い八戸市と同額まで引き上げるものであります。

県内の他市で奨学金事業を行っているのは、市としては青森市、八戸市、十和田市、三沢市、むつ市、平川市となっています。そのうち、大学生等への貸与額が最も多いのは十和田市、十和田市では月額6万4000円以内と、「以内」という形を取って、最高で6万4000円もらえますよと、あとは希望で少し下げることもできますというような形を取っています。次いでは八戸市、2番目は八戸市で4万円と、これからこちらで今やるのと同じぐらいの額と。3番目が青森市で3万3000円。あと三沢市、むつ市、平川市、これらはいずれも3万円となっております。

- **〇9番(千葉浩規委員)** そうしたら、この奨学金、今回の改正は本当に待たれているのではないのかなというふうに思いますけれども、今後のスケジュールはどうなっていくのか答弁をお願いします。
- ○教育総務課長(菅野 洋) 今後のスケジュールとしましては、議会で決定されてから、10月から11月にかけて、奨学金貸与の申請を受け付けます。12月の教育委員会会議で、令和4年度の新規奨学生を決定する予定としております。決定後は、令和4年1月から3月までの間に、希望する奨学生に対して入学一時金の送金を行って、4月から月額貸与の送金を開始するというスケジュールになっております。
- **〇11番(外崎勝康委員)** ちょっと幾つかお聞きしたいと思っていました。 まずは、一時金相当額の全部または一部ということなのですが、これはどういった基準でそ

うなるのかというのがちょっと分からないので、その基準を。

それから、トータルで、例えば今、市で考えている、私立、国立とかいろいろあると思うのですが、かかるお金です。入学金から授業料までの分に対して結局何ぼまで出せるのかなというのが、最大で何ぼまでとかがあるのかなと、そのような金額がよく見えないので、その辺をもうちょっと詳しくお話ししていただければなと思っております。

次に、先ほどもちょっと話がありましたが、今回、教育委員会規則で定める要件ということでお話がありましたが、私はちょっとこれ、この要件が分からなくて、この要件の内容を事前に頂きました。正直思ったのは、こういう要件の概要も今回の審議に関わっていく内容なので、本来であればちゃんと資料を提出するべきではないのかなと思っております。

頂いたものの中に、いろいろ書いてありましたが、一つが、滞納金がないことということなのですが、例えば奨学金を、要はある程度決定したという段階で、滞納金を払えば、これはもらえるのかというのを。例えば、奨学金が決定したと。滞納金があるから駄目だよと言われたけれども、せば払うから下さいということで、そういうことも可能なのかどうか、それが一つと、まずそれをちょっとお聞きしたいと思います。ちょっとお金の流れがよく分かっていないので、もうちょっと詳しく、分かるように。すみません、よく分かっていなくて。教えてください。

○教育総務課長(菅野 洋) 全部または一部ですが、規則で定めようとする全額または一部を 免除というところなのですけれども。

これは一時金自体が4年間だと――一時金の御説明をしますと、奨学生のうち、希望する方には入学前に奨学金の一部を前倒しで貸与するという制度があります。その額は、5,000円に修学期間の月数を掛けたもので、修学期間が4年の場合は、5,000円掛ける48か月で24万円と。専門学校とか修学期間が3年と短い場合には、36か月に5,000円を掛けて18万円というふうに、修学期間によってちょっと違うのですけれども、入学一時金希望者は、月額が、5,000円を前倒ししていくので、実際、今は月額4万円なのですけれども、3万5000円ずつ、一時金をもらった方は3万5000円ずつもらうことになります。それが一時金の関係です。

最大の金額ですけれども、今お答えしたのですが、4年間で一時金は24万円、貸与額の総額ですと192万円になります、4年間で、改正後です。これまでは120万円でしたが、改正後は192万円を10年間かけて返すような形になります。そのうちの24万円を5回、一定の要件を満たしつつ申請を出すと、1回に、24割る5になりますけれども、4万8000円ほど、その年には4万8000円免除されると。それを5年間、弘前市近郊にいたりとか、弘前市に住んでいただければ、5年間で24万円の満額が免除されるというふうな仕組みになっております。(「そういうのもちゃんと書いてくれればいいな」と呼ぶ者あり)はい。

あと、奨学金の条例、特に定める要件としては、繰り返しになりますが、大学、それから高等学校入学時から奨学金の貸与を受けた方。あと高等専門学校については4学年から、高等専門学校は5年間ありますので、4学年から奨学金の貸与を受けられて、その学校を卒業し、卒業した後1年間、どこかに勤めるとかするわけなのですけれども、そのときに、本市に居住し生計を営んでいたこと。それから本市内の事業所に通勤していたとか、本市内に本社を有する企業に就労していること、弘前市とずっと関わっている、1年間関わっていた方については申請によって免除されると。あとは滞納金がないことと、小学校の正規職員ではないこと、官公庁とかの職員ではないことで、滞納金の繰越し、滞納がないことについては、決めるときに大体分かると思うのですけれども、ちゃんと、やっぱり滞納をなくしてもらえば、免除のほうは

有効になると考えます。

- O11番(外崎勝康委員) 先ほど、官公庁及び学校教員などに就いている正規職員は収入が安定しているので含まないということなのですが、この収入が安定しているとは、様々あると思うのです、職種によっても。同じ職員でも、いっぱいもらっている人もいれば、よく分かっていないけれども、何かこれ金額はあるのですか、年収が何ぼとか、そういう何かがあって、これに書かれているのですか。
- ○教育総務課長(菅野 洋) 公務員等の場合には、比較的収入が安定していると。公務員によって、それこそ金額、いろいろ給料の金額が違うと思うのですけれども、ただそこの規定は設けていないです。一応これは、弘前市の税金を貸して、それを免除するという形ですので、できれば公務員に就いた方については、その免除規定を設けないほうがいいのかなというところで考えております。
- **〇11番(外崎勝康委員)** さっき、千葉委員への説明だと、収入が安定しているというお話があったので聞きました。

だから、確かに公務員は、そういう意味では市民の税金によってなのだけれども、それでも働くという意味では、考え方だと思うのだけれども、何か収入が安定しているということだけで聞くと、何か不満があるのではないかなと思うのです。だから、そういう意味では、ある程度、もしも収入ということを言うのであれば、年収が何ぼ以下とか、何かそういう分かりやすい基準をやっぱり、どこかにつけておかないと。

例えば、一般企業でも年収が、結構な額をもらっている人も、それなりにもらっている人もいる、不公平が出てくるのではないかなというのを感じました、正直に言って。少なくてかつかつでやっているのに対して、それなりにもらっていても規定に合えば、ちゃんともらえるのであれば、何か違うのかなという感じがしますので、ここら辺の免除の目的というのを。確かに地元に、ある意味では、公務員は地元に定着してくれているということもあって、それもまた尊いことではないのかなと思うのです。だから、その辺の考え方というのをもうちょっと整理していただければなと思います。これは意見です。

○委員長(今泉昌一委員) ほかに御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(今泉昌一委員) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(今泉昌一委員) 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(今泉昌一委員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時24分 散会】